

原材料支給の手順

1. 支給申請

- ① 松阪市農業農村整備支援用原材料等支給申請書（様式第1号）を1部提出
- ② 支給対象団体が提出
- ③ 添付書類
 - ・ 位置図
 - ・ 改修箇所の写真
 - ・ その他

2. 支給決定

- ① 松阪市農業農村整備支援用原材料等支給決定通知書（様式第2号）を通知
- ② 松阪市農業農村整備支援用原材料等発注所（様式第3号）を支給

（支給決定後に変更が生じた場合）

- ・ 松阪市農業農村整備支援用原材料等変更支給申請書（様式第4号）を1部提出
- ・ 松阪市農業農村整備支援用原材料等変更支給決定通知書（様式第4号）を通知

3. 完了報告

- ① 松阪市農業農村整備支援用原材料等支給対象工事完了報告書（様式第6号）を1部提出
- ② 完了した日から30日を経過する日、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに提出
- ③ 添付書類
 - ・ 完成写真
 - ・ その他

4. 確認

完了報告書の提出後、農村整備課職員が確認